

業庫第38号(例)  
2022年8月23日

委託国庫送金依頼先金融機関本部

委託国庫送金事務取扱店 御中  
(日本銀行代理店の依頼先)

日本銀行業務局

「国家公務員給与振込事務取扱要領(委託国庫送金依頼先  
金融機関用)」の一部改正に関する件

委託国庫送金事務取扱店(日本銀行本支店の依頼先)と日本銀行との間で授受している書面について、日本銀行業務オンラインによる授受に移行すること(「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」の一部改正に関する件)(2022年8月18日付日銀業第357号)に伴い、標題規程(昭和57年11月11日付国丙第67号)の一部を別紙のとおり改正し、2022年9月1日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本改正に伴う委託国庫送金事務取扱店(日本銀行代理店の依頼先)における事務の変更はありませんので、申し添えます。

以 上

**【本件に関する照会先】**

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ  
03-3279-1111(代表)  
荒川(内線:3328)、猪俣(3334)

「国家公務員給与振込事務取扱要領（委託国庫送金依頼先金融機関用）」中  
一部改正

- 1. の注意事項（右ページ）①2.（1）を横線のとおり改める。
  - （1） 日本銀行の本支店から交付される電磁的記録媒体は、振込先金融機関における事務の効率化を図るために国庫金の振込に関する書類の補助的な手段として便宜的に交付されるものであること。この場合、振込明細表送付書および国家公務員給与振込明細表については、日本銀行業務オンラインを使用せず、電磁的記録媒体とともに交付される。
- 3.（2）の注意事項（給31ページ）②中「(用紙寸法B5)」を削る。
- 3.（5）イ.（ハ）の注意事項（右ページ）①中「(用紙寸法A5)」を削る。
- 参考書式第1号中「用紙寸法 B6（日本銀行代理店においては適宜）」を削る。
- 参考書式第3号中「用紙寸法 A4」を削る。